

# 2024年6月1日より、食事療養標準負担額が変わります

## 69歳以下の方

※1 過去12か月以内に90日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証またはマイナ保険証の提示が必要

所得区分		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日から
ア	年収約1,160万円以上	1食 460円	1食 490円
	年収約770万~1,160万円		
	年収約370万~770万円		
イ	年収約370万円以下	1食 210円	1食 230円
オ	住民税非課税※2	1食 160円※1	1食 180円※1
		1食 260円	1食 280円
難病患者、小児慢性特定疾病患者 (住民税非課税世帯を除く)		1食 260円	1食 280円

## 70歳以上の方

※1 過去12か月以内に90日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証またはマイナ保険証の提示が必要

所得区分		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日から
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円以上 負担割合：3割	1食 460円	1食 490円
	Ⅱ 年収約770万~1,160万円 負担割合：3割		
	Ⅰ 年収約370万~770万円 負担割合：3割		
一般	Ⅱ 負担割合：2割	1食 210円	1食 230円
	Ⅰ 負担割合：1割		
非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯※2	1食 160円※1	1食 180円※1
	Ⅰ 住民税非課税世帯※2 (所得が一定以下)	1食 100円	1食 110円
難病患者、小児慢性特定疾病患者 (住民税非課税世帯を除く)		1食 260円	1食 280円

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。